

・西日本高速道路株式会社関西支社等入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	令和 8 年 7 月 3 0 日（木） 関西支社 2 階 大会議室		
出席委員 (五十音順・敬称略)	渦岡 良介（京都大学防災研究所教授・所長）、岸田 潔（京都大学大学院工学研究科教授）、杉浦 徳宏（南山大学 法務研究科教授）、仁木 恒夫（大阪大学大学院教授）、松本 智子（弁護士）、山口 隆司（大阪公立大学大学院教授）		
審議対象期間	令和 7 年 1 0 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日		
抽出件数／対象件数	7 件／ 127 件	件 名 等	
工 事	一般競争入札	1 件／ 2 件	中国自動車道（特定更新等）明神川橋他 5 橋床版取替工事
	条件付 一般競争入札	2 件／ 32 件	新名神高速道路 茨木千提寺 P A 営業施設新築工事 兵庫地区 トンネル照明設備更新工事
	指名競争入札	1 件／ 1 件	阪和自動車道 紀ノ川 S A 下り線営業施設改修工事
	随意契約	1 件／ 16 件	新名神高速道路 枚方トンネル工事（その 2）
	調査等	1 件／ 31 件	滋賀高速道路事務所管内 瀬田川橋他 3 橋耐震補強設計業務
維持管理役務及び 物品・役務	1 件／ 45 件	料金収受金等集配業務	
少額契約	0 件／1,685 件		

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回 答
【入札監視事務局からの報告】 ・質疑等なし。 【入札・契約手続の運用状況等について】 ・質疑等なし。 【抽出事案の審議】 （工事） ◆中国自動車道（特定更新等）明神川橋他5橋床版取替工事 〔一般競争入札〕 ・技術提案の評価について、テーマごとに評価が行われているが、同一の提案内容であった複数者に同じ点数が付与されている。同一の提案内容であった複数者を比較し、相対評価により点差を設けることはできないですか。 ◆新名神高速道路 茨木千提寺PA営業施設新築工事 〔条件付一般競争入札〕	・本評価は、テーマごとに提案内容を相対的に3段階で評価しています。提案内容の評価項目については、多段階評価による細分化は行っておらず、テーマごとに「優位性」の観点から総合的に評価し順位付けを行っています。

意見・質問	回 答
・協議合意に至った経緯は、契約参考価格が市場価格との乖離があったということですか。 また、本件に限らず、大半の工事でこのような状況になっていますか。 ◆兵庫地区 トンネル照明設備更新工事 〔条件付一般競争入札〕 ・技術評価点が低い一方で価格が大幅に低い者が受注していますが、価格の安さにより技術評価点の差を逆転することについてどのようにお考えですか。 ・技術評価基準における「施工体制」で若手技術者の配置に加点が設けられている目的とその理由について確認したい。 また、働き方改革に関する評価項目である「建設シニア活用」について、若手技術者の配置促進と併せて評価する意図や両者の整合性、さらに障がい者雇用を評価項目として位置付ける目的及び考え方について説明いただきたい。 ◆阪和自動車道 紀ノ川SA下り線営業施設改修工事 〔指名競争入札〕 ・条件付一般競争ではなく指名競争とした理由として「時間的余裕がない」と説明されていますが、具体的にどのような状況を指しますか。	・本件は、「入札前価格見積方式」を適用しており、入札参加者から見積書を提出してもらいその価格を契約参考価格に反映していますが、見積取得から入札までの数カ月の中で価格が高騰し、本工事においては想定よりも価格変動が大きく積算金額と実勢価格に差が生じたものと考えます。 また大半の入札において、同様の状況は生じておりません。 ・本工事は照明設備を設置する工事であり、参加者はいずれも施工能力や実績などの参加資格要件を満たした事業者である。各参加者は十分な施工能力を有した上で、自社の利益確保も踏まえながら競争的な価格設定を行っているものと考えています。 今回の落札者については、審査対象基準価格付近を見据えた価格で応札した結果、価格評価点が高くなり、総合評価の結果として落札に至ったものと認識しています。高い技術提案を評価したい考えはあるものの、本件においては契約制限価格との乖離はなく、適切な競争性が働いた結果であり、総合評価方式の趣旨に沿った結果となっています。 ・若手技術者の配置については、建設業界における担い手不足や技術者の高齢化を踏まえ、将来の建設事業を支える人材の育成・確保を促進することを目的に加点項目として設定しています。 また、建設シニア活用については豊富な知識や経験の継承および人材不足への対応を、障がい者雇用については多様な人材の活躍推進や社会的要請への対応を目的として、企業としての取組を評価する観点から評価項目として位置付けています。 ・公共事業では、公平性・透明性の確保を目的として、十分な手続期間を要する一般競争を原則としていますが、本工事は営業中店舗の改修工事であり、営業再

意見・質問	回 答
◆新名神高速道路 枚方トンネル工事（その２） 〔随意契約〕 ・当初契約の金額が 50%を超える変更となる場合は別途契約すると理解している。一方で、今回は随意契約として後契約を締結していますが、どのようなケースに別途契約として取り扱うのか、具体的な事例があれば教えていただきたい。 （調査等） ◆滋賀高速道路事務所管内 瀬田川橋他 3 橋耐震補強設計業務 〔公募型競争入札方式〕 ・工事の発注手続と異なり、申請者を 10 者に絞って業者を選定している理由について教えていただきたい。 （維持管理役務及び物品・役務） ◆料金收受金等集配業務 ・落札率が 53%と非常に低い結果となっていますが、その要因として、回収頻度等を受注者が任意に設定できるなど、業務実施方法を事業者の裁量に委ねる仕様となっていたことが影響していますか。 ・契約期間が 5 年と長いため、その間の物価変動に対応するインフレスライド等を認めることは可能ですか。	開の遅れが売上や利用者サービスに影響することから、時間的余裕がないことを理由とした、手続期間を短縮できる指名競争方式を適用し、手続期間及び早期着手を図るため指名競争としています。 ・WT0 対象案件については、契約金額の変更額が当初契約額の 50%を超える場合は、原則として別契約とすることとされています。一方で、前契約と一体的に実施することが合理的と認められる場合は、既契約受注者を相手として随意契約による変更契約を行っております。 なお、追加内容を切り離して発注できる場合は別途競争入札契約として手続を行いますが、近年において事例はありません。 ・社内要領に基づき評価値の上位 5 者を指名対象としましたが、同点者が複数いたため、これらを含めて選定した結果、10 者を指名しました。 ・契約制限価格は参考見積を基に設定しています。落札率が低くなった要因としては、事業者ごとのスケールメリットや事業所の配置場所、既存体制の活用状況等が価格に反映されたものと考えています。 ・必要に応じて受注者と協議し、変更契約する事は可能です。

委員会による意見の具申又は勧告の内容

意見の具申及び勧告なし
